

戦時下の東京女子高等師範学校附属幼稚園における防空対策 — 「日誌」の記録を中心に—

織 田 望 美*

Aerial Defense in the Kindergarten Attached to the Tokyo Women's Higher Normal School in Wartime Japan: An Analysis of Kindergarten Journals

ODA Nozomi

Abstract

This essay examines how kindergartens engaged in aerial defense in Japan during wartime (1937-1945). In particular, this paper teases out the journals (*nissbi*) at the Kindergarten attached to the Tokyo Women's Higher Normal School.

The analysis shows that the kindergarten's aerial defense went through four stages, from its beginning (September, 1937 - March, 1942) to its development (April, 1942 - May, 1944), to its transformation (May, 1944 - October, 1944), and, finally, to its ending (November, 1944 - March, 1945). In each stage, the kindergarten responded to the various policies at both national and municipal levels and to the increasing degree of perceived danger of potential and actual aerial attacks.

We see a great deal of commitment by the kindergarten to protecting the children by many means at its discretion. Although, ultimately, it failed to provide its children with spiritual well-being and security it had felt responsible for.

Keywords : wartime Japan, Kindergarten attached to the Tokyo Women's Higher Normal School, aerial defense, kindergarten journals

はじめに

本研究では、戦時下において幼稚園がいかなる対応をとったのか、東京女子高等師範学校附属幼稚園における防空対策に着目し、検討を行う¹。

土田宏成によれば、「総力戦時代の到来と空襲の登場により、もはや前線と銃後、戦闘員と非戦闘員の区別は無意味なものになった」とされており²、むろん幼稚園、あるいはそこに通う幼い子どもたちにも、戦争、そして空襲の影響は例外なく及んだ。これまで戦時下における幼稚園の動向については、『日本幼児保育史』³や『幼稚園教育百年史』⁴、『東京都教育史』⁵といった通史、また宍戸健夫⁶をはじめとする先行研究によりその概要が明らかにされてきた。特に『日本幼児保育史』第5巻には、日本保育学会が1970年、戦時中に存在した幼稚園に対して行った調査の結果がまとめて報告されており、本研究が着目する防空対策についても保育内容の変更や警報への対応の一部として紹介されている。しかしながら、そこに示された防空対策の実態は、終戦から25年を経た後、全国規模で実施された質問紙調査により当時の保姆らの回想に基づく形で明らかにされたものである。し

キーワード：戦時下、東京女子高等師範学校附属幼稚園、防空対策、日誌

* 平成26年度生 人間発達科学専攻

たがって、その全国レベルの概要を把握するうえでは有効な資料であるものの、個別の幼稚園における防空対策の詳細を捉えるにあたっては課題が残されており、また当時の刻々と変化する情勢に対峙した幼稚園の実態や変容を捉えることは出来ない。

この点、高月教恵⁷や矢治夕起⁸による保育日誌を用いた研究は、戦時下における各幼稚園個別の事例に迫り得るものといえよう。だが、これらは戦時下の幼稚園あるいは戦時託児所における保育内容を中心に検討したものであり、各園で行われた防空対策については断片的な記述となっている⁹。

そこで本研究では、戦時下の幼稚園における防空対策の実態と変容について、東京女子高等師範学校附属幼稚園（以下、附属幼稚園とする）の「日誌」に基づき明らかにすることを目的とする。これまで同園における戦時下の動向については、本田和子¹⁰や国枝幸子¹¹らにより、当時附属幼稚園内、日本幼稚園協会より発行されていた機関誌『幼児の教育』に基づく形で明らかにされてきた。また『お茶の水女子大学百年史』¹²や『年表 幼稚園百年史』¹³など、学校史の一部として戦時下の附属幼稚園に言及したのも認められる。だが、いずれにおいても戦時下、とりわけ休園間際における動向は必ずしも明らかにされておらず、また同園における防空対策について検討したものは認められない。

「日誌」は、縦書き罫線紙に自由記述の形で記入されており、数年分毎にまとめて紐で綴じられている。分量は日によって幅があり、少ないと一言、多い時には数ページにおよぶ場合もあるが、多くの場合一日あたり数行程度である。そこには、その日の保育形態（通常保育・短縮保育の別、誕生日会といった行事の実施状況）や職員らによる業務内容、会議の議題、職員の出欠状況など、主に幼稚園全体の業務に関わる事項が記録されている。したがって、戦時下の附属幼稚園における防空対策の実態や変容についても、一定の客観的な視点をもって捉え得るものと考えられる。以下では、特に日中戦争の勃発した1937年度から、1945年終戦までに記録された日誌を主な検討対象とした¹⁴。さらに、本研究ではこれら資料の分析に際して、附属幼稚園内、日本幼稚園協会発行の機関誌『幼児の教育』に掲載された附属幼稚園関係者らによる記事も補足的に用いている。

以下では表1に示した通り、附属幼稚園における防空対策の展開過程に応じて、第一に、単発的な形で防空訓練が実施されていた防空対策への着手の時期、第二に、訓練の量的・質的な変容と同時に、訓練以外の方途による対応が模索されていた防空対策の展開の時期、第三に、訓練が日常の一部として常態化するとともに、登園制限が厳しさを増した防空対策の変容の時期、そして第四に、子どもたちの登園自体が困難となる防空対策の終焉の時期という、大きく4つの段階に区分し記述していくこととする。

表1 東京女子高等師範学校附属幼稚園における防空をめぐる動向

区分	年月日	日誌上に記載された事項			防空に関する主な事項
		防空対策に関する事項	特に防空訓練に関する事項	警報・空襲に関する事項	
防空対策への着手	1937 4 5				[防空法] 公布
	7 7				日中戦争勃発
	9 11		職員会 一、十五日防空演習の予行についての相談		
	10 1				[防空法] 施行
	1938 9 15		防空演習中なので、訓練空襲警報の知らせのあった時ラヂオ体操を中止して、大急ぎで保育室にはいった		
	1939 9 1	日誌欠如			第二次世界大戦勃発
	1940 9 16	防空に関する講演			
	25	防空に関する話			
	26	防空に関する講演			
	27		防空演習をなす。幼稚園にては二時頃より消火器、ホース等を使用し練習をなす。		
	30	防空演習中の話あり。			
	10 1		防空訓練第一日。		
	2		防空訓練第二日。		
	4		空襲あり。		
	5		空襲あり。運動会予行演習、遊戯の際、笛の合図にて避難す。		
	1941 9 6				防空局新設
	10 13		防空演習の準備をなす。		
	11 25				[防空法] 改正
12 8				太平洋戦争開戦	
1942 2 14		防空訓練に付き協議あり			
3 5			初の空襲警報発令せらる。幼稚園に於ては休園とし、すでに登園せる幼児の名を記し置き、迎への人をまつて帰へす。	東京に初めての空襲警報発令	
12			警戒警報発令		
18			警戒警報解除		

防空 対策 の 展 開	4 18			警戒警報、空襲警報 発令せらる。	初めての東京空襲
	23	「空襲と登園とに付ての御注意」を幼児保護者に交付す。			
	6 10				文部次官通牒「学校防空ノ強化徹底ニ関スル件」
	8 29		防空業務別訓練を実施す		
	9 28		空襲時避難訓練を為す。笛の合図にて各組別に部屋に集り直遊戯室内及廊下に集合伏す。各室にかへり伏す訓練。再度笛により練習。		
	10 7		訓練空襲警報により退避す。		
	11 22			警戒警報発令せらる。	
	24		退避訓練を行ふ。		
	12 11		校内防空訓練を行ふ。訓練空襲警報。退避訓練（室内、遊戯室、本校テニスコート裏の三回行ふ）		
	1943 2 8		退避訓練（保育室、遊戯室、玄関前広場へ）引続き駆足を行ふ。		
	3 15		昼間防空訓練		
	22		総合防空訓練。		
	4 1				東京市「東京市戦時託児所使用条例」
	27		歩行訓練（約三十分）を行ふ。		
	5 12		歩行訓練を行ふ。		
	13			警戒警報発令中。	
	15		退避訓練を行ふ。	警報解除。	
	26	及川先生より防空対策、服装問題につきお話あり。			
	6 8		歩行訓練		
	18		各組別に防空訓練を行ふ。		
	7 14	幼児に防空服装を持ち帰らす。	本校にて防空訓練あり。職員実習生参加。		
	15		軍官民連合防空訓練 幼児及附添人 防空服装にて登園のこと		
	16		防空訓練		
	9 1			警戒警報発令	
	3	警報中、遠方又ハ手不足ノ者ハ休ムヤウ		警報解除。	
	4	個人的ニ口口事トスル			
	4	警戒警報中ハ休園と決定。「急告」を持たせて帰す			
	16		防空演習につき発表あり		
17				文部省内務省通牒「学校防空指針」 東京都教育局「防空ニ関スル通達」	
18		幼児退避訓練を行ふ。（一、庭 二、テニスコート附近 三、屋内）夜間訓練			
21		昼間防空訓練を行ふ			
29		早朝防空訓練			
10 6	職員会議 空襲時の対策等。				
9					
15	職員会 防空服、避難用縄、警報時の子供迎へ方について			防空総本部新設	
18	本校会議室にて口口防空につき会議あり。				
19		避難訓練を行ふ。			
26	職員会議 防空事項につき。救急袋用意の事。				
31				「防空法」再改正	
11 8		歩行訓練及駆け足を行ふ。			
18		退避訓練を行ふ（廊下退避）本校にて総合防空模範訓練を実施につき、幼児は午前十一時半の帰りとす。			
19		警報時幼児出迎の訓練を行ふ。			
24		小石川総合防空訓練につき、幼児、付添人共、防空服装にて登園。警報時に待避訓練を行い、出迎の際も警報時出迎の訓練をなす。			
27		全校総合防空訓練につき、幼児は休むも口口へなきものとす。			
12 8		待避及警報下出迎の訓練を行ふ。			
18		歩行訓練			
18		防空訓練実施。			
1944 1 10		防空訓練 実習科生参加			
17		本校防空訓練につき登園時間を八時三十分とす			
2 19		今後月例防空訓練を十九日行ふこととす。			
3 1				東京都民政局「東京都戦時託児所受託児防空対策」	
4 19		月例防空訓練。雨天ノ為、部屋及廊下に退避。年少組は頭巾・手袋をつけて、年長組の見学をなす。		東京都教育局「公私立幼稚園非常措置ニ関スル件」	
5 3	都下幼稚園休園問題につき関係者との懇談あり。				
10		校内総合防空訓練 年長組は帰りに非常時迎への練習。			
20			警戒警報発令		

織田 戦時下の東京女子高等師範学校附属幼稚園における防空対策

	21 22 23 24		朝及帰る前幼児防空訓練。	警報中 警報解除	東京都民政局「戦時託児所設置基準」
防空対策の変容	25 26 27 30	今朝より太鼓の合図により一斉に荷物片附けにかかる事とす。帰り支度の合図も同様。防空対策につき職員会議。	防空訓練。		
	6 1 8 15 16 17 18 19	本日より保育時間を午前八時から、午後三時迄とす。但し土曜日はすべて午前十一時半。	防空訓練（山及び保育室にて退避） 歩行訓練、及かけっこ（本校庭）	警戒警報発令 警戒警報発令中。 同右 解除。再び発令 解除。	
	7 4 5 8 19	及川先生より（保護者へ）疎開期は三月末までに延長。及夏季保育希望者への注意あり。 29 夏季保育前期始まる。	退避訓練。廊下及防空壕に 待避訓練 壕→廊下→壕→山 約五十分間。	警戒警報発令 直ちに迎出をまち幼児を帰宅せしむ。 警報発令中。	
	8 4 5 9 19 21 25	夏季保育後期 夏季保育終了。 職員会議。 緊急保護者会開催。		警戒警報発令 警報中	
	9 2 4 5 12 19	特設幼児入園式 本日より保育時間八時より三時。 臨時入園幼児募集締切。 入園式 保育時間 午前八時半―午後二時半（土曜八十一時半）			
	11 1 2 6 7		防空強化日。待避訓練をなす。	警戒警報発令。直ちに幼児は帰宅。解除。	本土空襲本格化 防空総本部長「老幼者妊婦等ノ疎開実施要綱ニ関スル件依命通牒」
	24 25 27 30			警報発令 警報発令 警報発令 今晚空襲のため登園幼児少数につき午前中保育 特設のみ平常通り 警報発令	
	12 13 16 17 20	警報夜〇時以後発令の場合は始業時午前十時になる。		警報発令 今晚警報発令ノ為午前十時はじまり警報発令 解除	
	1945 1 16 20 23 27			警報発令 解除 警報発令 解除 警報発令 夜警報ノ為十時始り 警報発令 解除 十時はじまり 警報発令 幼児まだ一人も登園せず	
	2 7 9 10 12 15 16 17 19 20			警報発令 幼児直帰宅 解除 警報発令 幼児直帰宅 警報発令 幼児直に帰宅 警報 直二幼児帰宅 解除 警報の為休園 警報の為休園 警報発令 直二幼児帰宅 解除 警報 幼児今だ登園せず。解除後二・三の幼児来る。	
26 3 8 10			警報ノ為休園 警報発令 直に帰宅 昨晚の空襲ノ為十時始り。三人幼児登園 警報二テ直に帰宅	東京大空襲	
16	明日より休園なる事を口伝へす（出席せる幼児のみ）				

註）「日誌上に記載された事項」については、日誌から防空に関する事項を抜粋し、「防空対策に関する事項」「特に防空訓練に関する事項」「警報・空襲に関する事項」の3つに区分したうえで、原文を引用で示した。なお、紙幅の関係上、具体的な場所や時間帯など一部内容を省略している。「防空に関する主な事項」は、『東京大空襲・戦災誌』、『東京都教育史』、『日本幼児保育史』といった先行研究を参考に、附属幼稚園の防空対策に関連が深いとみられる内容を抜粋して示した。日誌上に記載された内容のうち、判断不能箇所については口と表記している。

1. 防空対策への着手（1937年9月～1942年3月）

本研究が対象とした1937年4月以降の日記において、防空対策に言及した最初の記録は1937年9月11日のものである。この日、第二保育期の始業式後に行われた職員会での話題の一つには、「十五日防空演習の予行についての相談」が挙げられている。この時期は、同年7月の日中戦争勃発を受け、日本が「空襲の恐れのある（もちろんその可能性はなお低かったが）総力戦へと突入していった」とされる時期であり¹⁵、さらに同年4月に公布された防空法（「防空演習法案」とも呼ばれた）の施行を目前に控えた時期でもある¹⁶。ここから、幼稚園という幼い子どもたちの生活の場も例外なく、戦時体制に組み込まれていく存在であったことがうかがえる。

その後一年余りの間、日記上に防空に関する記録は認められないが、翌1938年9月15日には、「防空演習中なので、訓練空襲警報の知らせのあった時ラヂオ体操を中止して、大急ぎで保育室にはいった」と記録されている。

1939年に関しては、同年度における日記自体が欠如しており確認することができないが、翌1940年9月になると、職員らが3日間にわたって行われた「防空に関する講話」に参加した後、同月27日、幼児の降園後の時間帯に「消火器、ホース等を使用」した防空演習を実施している。さらに、続く10月には運動会の予行演習中、空襲に見舞われたことを想定し「遊戯の際、笛の合図にて避難す」として、幼児らが参加した訓練についても報告されている。

翌1941年4月に発行された『幼児の教育』には、「防空に関して保姆は何を心得るべきか」という記事が掲載され、「空襲警報を聞いてからでは遅きに失する」として、「直ちに避難訓練を行ふこと」、そして「訓練をつけて幼児を習慣付けて行く」ことなど、その啓蒙が行われており注目される¹⁷。だが当時の日記によると、この年は10月13日に唯一「防空演習の準備をなす」という簡単な報告が行われているのみである。

2. 防空対策の展開（1942年4月～1944年5月）

(1) 本格的な防空対策の開始

1941年12月8日、太平洋戦争の開戦を経て1942年を迎えて以降、附属幼稚園における防空対策に変化がみえ始める。その端緒となったとみられるのが、同年4月、東京に対して行われた初めての空襲である。日記上に警戒警報および空襲警報の発令が記録された4月18日、東京は初めて実際の空襲の被害を受けることとなる¹⁸。この空襲では、同園が位置する小石川を含む複数の地区が爆撃されるも、附属幼稚園における被害はなく、また「この初空襲に対して都民はのんびり落ち着いていた」ともされている¹⁹。とはいえ、空襲が眼前に迫り来る現実のものとなる中、園においても警報や空襲への対応が模索され始めていく。初の東京空襲から5日後の4月23日、「空襲と登園とに付ての御注意」と題する文書が保護者らに配布された。その要点を示せば以下の通りである。

一、空襲警報中は登園せしめざること

警戒警報中は平時通り

一、午前十時前に空襲警報が解除せられた場合はそれから登園せしめる

一、登園の途中空襲警報のあつた場合は自宅が近ければ直ぐ帰る。幼稚園が近ければ登園する

一、在園時間中空襲警報のあつた場合は空襲解除を待つて特に確実な迎へを遣はされたい

一、土曜日に警戒警報あつた場合は弁当を持参せしめられたし²⁰

ここでは、警報が発令された時間帯や場面に応じた具体的な対応が示されており、従来から実施されていた訓練という枠組みを越え、実際に警報が発せられた場合を見据えた、より現実的な防空対策に着手されたものと考えられる。そして、この通知の文末には「尚ほ空襲に対しては十分防空の用意を実行することの必要は勿論であるが幼児の心にはあまり興奮を与へず殊に恐怖心を起こさせたりしないやう注意したい」という言葉が添えられており、ここに初めての空襲を経験した幼稚園が「幼児の心」の動揺に配慮しつつ、来る空襲に対する備えを模索していた様子がうかがえる。

(2) 防空訓練の量的・質的変容

その後1942年度の第二保育期以降には、それまでほとんどまとまった報告がみられなかった防空訓練に関する記録が、少なくとも月一回以上という、以前と比べ極めて高い頻度で認められるようになる。特に、1943年には日誌上に確認できるだけでも年間22回、月平均およそ2回と、その前後の時期と比べとりわけ訓練が頻繁に実施されていたことが分かる。

さらに、こうした量的な側面のみならず訓練の内容にも目を向けると、それがより実践的、すなわち実際に退避が行われる場合を想定した形のものへと変化している様子がうかがえる。たとえば、1942年9月28日の日誌には、「空襲時避難訓練を為す。笛の合図にて各組別に部屋に集り直遊戯室内及廊下に集合伏す。各室にかへり伏す訓練。再度笛により練習」と、部屋を移動し繰り返し行われた訓練の様子が記録されている。他方、こうした園内における訓練とは別に、1943年11月24日に行われた「小石川総合防空訓練」では、「幼児、付添人共、防空服装にて登園。警報時に待避訓練を行い、出迎の際も警報時出迎の訓練をなす」など、保護者らも交え、登降園の場面まで想定した訓練が行われている。

水島朝徳は、「初空襲以来、中央レベルでは盛んに『実践的ナル訓練』が強調されるようになる」ことを指摘しているが²¹、附属幼稚園における防空対策の動向もこれと軌を一にするものであったといえよう。

(3) 訓練以外の方途による防空対策

上記の通り、この時期の附属幼稚園においてはより実践的な形の訓練が頻繁に実施される一方で、次第に訓練以外の方途による防空対策も目立つようになってくる。1943年9月4日には、前日までの数日間におよぶ警報の後、「警戒警報中ハ休園」との決定がなされ、その詳細を示した以下のような「急告」が各家庭へと配布された。

これから後警戒警報発令中は、休園と致します。

- 一、午前九時までに警報解除の場合は開園し、その後に解除の場合はそのまま休園します。
(但短縮期間中は午前八時までに警報解除の場合に開園とします)
- 二、登園途中警報発令の場合は、登園せずそのままお帰り下さい。
- 三、登園後警報発令の場合はなるべく早く迎へにおいで下さい²²。

ここでは、警戒警報中は基本的に休園、たとえ登園途中や登園後であっても出来る限り早い段階での降園を勧める方針が示されており、先の1942年4月23日に配布された「空襲と登園とに付ての御注意」と比べ、警報への対応がより厳重なものへと変化していることが読み取れる²³。

また、翌10月には防空に関する職員会議が三度にわたって開催され、「防空服」や「避難用縄」「救急袋」など、実際の空襲に備えた装備についても検討が行われている。これと関連して、同年11月の『幼児の教育』には、附属幼稚園保姆、及川ふみによる「幼児の防空服装について」と題する記事が掲載され、「幼稚園での幼児の防空服装を考案する時には（――筆者略――）幼児自身だけで防空服装を身につけられる様に工夫して作る事が必要条件である」として²⁴、自らの幼稚園での経験に基づき、望ましい防空服のつくり方が型紙や寸法を交え具体的に紹介されている。

以上、初めての空襲を経験した附属幼稚園では、訓練の量的・質的変容に加え、訓練という形に止まらない防空対策の模索が続けられていたことを明らかにした。その背景には、「保姆諸君はその担当の幼児達のために、常に身を以て備へてゐるのである。一旦敵襲に遭ふ時、己れ死しても幼児を護らなければならぬのである」という²⁵、同園主事、倉橋惣三の言葉に端的に示されているように、子どもの命を護る責務を担った当時の幼稚園の姿をみることができよう。

3. 防空対策の変容（1944年5月～1944年10月）

(1) 訓練の常態化

だが、1944年を迎えて以降、日誌上に記録される防空訓練の実施頻度は次第に減少へと転じていく。それに代

わって特徴的なのが、日常の中で行われる訓練に似た取り組み、いわば訓練の常態化といえるような状況である。このことを象徴的に示す二つの記録が、1944年5月の日誌に残されている。すなわち、5月25日には「今朝より太鼓の合図により一斉に荷物片付けにかかる事とす。帰り支度の合図も同様」と記録されている。これは先にみた防空訓練の際、笛の合図により集合や伏せが一斉に行われていた状況を彷彿とさせるものであり、幼稚園における子どもたちの生活それ自体が、訓練の場と化していったことを示唆するものである。また、この2日後にあたる27日には、「本日より登園に際し、幼児は防空服装携帯、又ハ着用することとす」とされ、これにより子どもたちは園内のみならず幼稚園の外で過ごす時間帯にも、その行き帰りのために訓練と同様の振る舞いを求められることになる。

同年7月、『幼児の教育』に掲載された「防空訓練と幼児」と題する記事において、同園保姆、関登美子は「空襲必至といはれてる今日では、幼児といへどもそれによる災害をまぬかれることは出来ない（——筆者略——）幼児もその集団する所に於ては、平素より度重ねて待避、避難等の訓練をなさなければならぬ」と述べている²⁶。こうした点を踏まえると、日誌上における訓練実施回数の減少は、その実質的な減少を意味するのではなく、むしろ訓練が日常的に行われるようになったということ、すなわち訓練の常態化を意味するものであったと捉えられよう。

(2) 防空対策の転換

① 第一の臨時措置（1944年6月）

とはいえ、既に先行研究によって明らかにされてきた通り、この時期ともなると幼稚園の存続自体困難を極めていく。すなわち、1944年4月19日、東京都は都下の公私立幼稚園に対し「保育事業を休止するよう通牒『公私立幼稚園非常措置二関スル件』を出し、継続する場合は戦時託児所へ転換するよう促した」ものの、「多くの幼稚園は閉鎖に傾いた」とされている²⁷。

こうした状況下における附属幼稚園の対応について、倉橋は1944年10月、『幼児の教育』に寄せた「わたし共の幼稚園の近況報告」と題する記事の中で報告を行っている。それによれば、官立の附属幼稚園においては文部省の了解のもと、6月より以下のような臨時措置が講じられたという。

- 一、極力幼児の疎開を勧奨すること
- 一、遠距離通園者には長期欠席を認めて自発休園を勧めること
- 一、右該当者にて休園を欲しない者には、幼稚園近距離に臨時特別保護者を設定せしめ、非常警報時の処置に備へさせること
- 一、従来の待避壕を一層整備すると共に、幼児の待避訓練を強化すること
- 一、家庭の戦時下としての実情に応じ、保育時間を、朝早くより午後遅くまで延長すること
- 一、右と同一の必要に応じて、夏休を廃し特別保育を行ふこと²⁸

ここには、臨時特別保護者の設定や待避訓練の強化、また延長保育や夏季保育の実施など、在園児を対象とした措置も複数含まれているが、冒頭に示されている通り基本的には疎開や自発的な休園の勧奨を主眼に置いた措置であり、これにより附属幼稚園における防空対策は、その方向性を大きく転換したものと考えられる。すなわち、以後同園における防空対策は、幼児らの登園を前提として幼稚園において行われるものから、むしろその登園を制限することで実現を図るものへと変貌を遂げたのである。

② 第二の臨時措置（1944年9月）

しかしながら、「その後戦局の情勢は愈々熾烈を極め（——筆者略——）以上の臨時措置では不十分になり」、「再び文部省の許可を得て、附属幼稚園規則に改正が加へられ、九月から第二の臨時措置が講ぜられることに」なったという²⁹。8月21日付で記録された日誌には、この第二の臨時措置に関して以下のような報告がなされている。

職員会議。

- 一、附属幼稚園規則改正ノ件。

- 一、九月一日ヨリ附属幼稚園ハ休園スルニツキ、八月二十五日 午前九時半ヨリ 保護者ヲ召集スルコト。在園幼児ニテ徒歩十分以内ノモノハ、九月一日ヨリ引続キ通園ヲ許可スルコト。(ソノ範圍ヲ協議ス。)
- 一、玉成会ノ幼児を入園セシムルコト。
- 一、隣接区域ノ幼児ヲ臨時入園セシムルコトトシ、再募集ヲ行フコト。 以上。

この措置はすべての遠距離通園者、具体的には幼児の徒歩で10分以上の全園児に対し休園を命ずるものであり、先の第一の臨時措置に比べ、その通園許可範囲が大幅に制限されていることになる。なお、附属幼稚園に残されている「伺簿」の記録によれば、この遠距離通園者に該当する幼児は152名にのぼり、引き続き通園を許可された幼児はわずか28名のみであった³⁰。

1944年9月、『幼児の教育』に掲載された倉橋による「決戦下の幼児保育者諸君へ」と題する記事の文末には、この第二の臨時措置をめぐって職員会議が行われた翌日、8月22日の日付が記されており、ここに当時の主事、倉橋の心情をうかがい知ることができる。そこには、「幼児疎開」や「幼児の集団形態の休止」について、「共に第二国民の貴重なる生命保護のためには已み難き必要であり、積極的に執られなければならぬ指導方策である」として、積極的に推進し、さらにその充実を図っていくとする姿勢が示されている³¹。これは防空に関して、もはや幼稚園が無力な存在であったことを示唆するものといえよう。

4. 防空対策の終焉（1944年11月～1945年3月）

上記第二の臨時措置に基づき、1944年度の第二保育期以降、新たに「隣保幼稚園」³²としての保育が開始されるも、そのわずか2か月後、11月からは東京への空襲が本格化し、表にみられる通り、附属幼稚園においても警報の発令や空襲を受け、保育時間が変更となったり、たとえ幼児が登園していてもすぐに帰宅となったり、あるいはそもそも幼稚園が休園となる日々が続いていく。ここから、この頃には子どもたちが幼稚園に登園し、そこで日々を過ごすという、幼稚園としての体をなす最低限の条件さえままならない状況にあったことがうかがえる。

同年3月10日、都内における死者10万人以上、罹災者100万人以上という甚大な被害を出したとされる東京大空襲に見舞われたその日にも、開園時間を10時へと遅らせ3名の幼児を迎えるが、「警報ニテ直に帰宅」したことが報告されている。そして、その後も都内各地に対する空襲が続けられる中、ついに3月16日、登園していた幼児らに対し「明日より休園なる事」が伝えられ、その日の午後には保育室の片付けが行われた。この時点における在園児数は、第二の臨時措置が講じられる直前1944年8月末時点の180名から、その三分の一にも満たない54名にまで減少していた³³。

おわりに

以上、本研究では戦時下の東京女子高等師範学校附属幼稚園における防空対策について、当時同園で記された「日誌」の記録を中心に検討を行ってきた。その結果、附属幼稚園における防空対策は、その都度国や自治体レベルの施策、また眼前に迫り来る戦局の動向を受けつつ、その着手から終焉まで、大きく4つの段階を経て展開していったことが明らかになった。

まず、1937年9月から1942年3月までの、防空対策への着手が始まったその導入の時期である。この頃には、年間数回程度という決して高くはない頻度であったものの、時局の動向を受け、附属幼稚園においても単発的な形で防空訓練が実施されていた。続いて1942年4月から1944年5月にかけては、東京に対して行われた初めての空襲を機に、より頻繁に、またより実践的な訓練が実施されるとともに、訓練以外の方途による防空対策も模索されていく。しかしながら、1944年5月から同年10月にかけて、こうした対応も次第に変容していく。すなわち、この時期になると日誌上に記録される訓練の実施回数は減少に転じ、代わって訓練を模した園内外での取り組みが日常の一部として常態化していく。さらに、二度にわたって講じられた臨時措置を受け、附属幼稚園における防空対策は、幼児らの登園を前提として幼稚園において行われるものから、むしろ登園を制限することで実現を図るものへとその方向性を転換する。そして1944年11月以降となると、空襲の本格化にともない、子どもた

ちが幼稚園で日々を過ごすことさえままならない状況となり、1945年3月の休園をもって、同園における防空対策は終焉を迎えたのである。

以上、戦時下の附属幼稚園において講じられた防空対策の展開について概観すると、日毎に悪化していく戦局の動向と対峙しながら、子どもたちを護ろうとさまざまな対応を模索し、実行していく幼稚園の姿をみてとることができる。時に自治体レベルの施策に先んじて防空へ向けた対策が講じられていた点など³⁴、目の前の現実と向き合い、現実在即した形で最善を尽くそうと努めた同園の実情を反映するものといえよう。

戦後6年あまりを経た1951年12月、既に主事の座を退いた倉橋は『幼児の教育』に寄せた「大戦と幼児」と題する記事の中、戦時下の附属幼稚園に触れ、「身を以て幼児を護る覚悟をしながらも、幼児らには、非常時だからこそ常時以上のなごやかな楽しい幼稚園を与えることにつとめる」という言葉を残している³⁵。そこには、自らの命さえ危ぶまれる状況の中、決死の覚悟で子どもたちの生活、そして命を護ろうと、奮闘する大人たちの姿が示されている。だが、果たしてこの言葉に込められた倉橋の思いは、戦時下の幼稚園において実現し得るものだったのだろうか。その答えは、本研究でみた防空対策の展開とその終焉、そして「無戦争の他に、幼児を絶対的に護る途はありそうもない」という³⁶、倉橋自身の言葉が物語っているといえよう。

なお、本研究で明らかにしたのは、戦時下における防空対策に焦点を当てたことでみえてきた附属幼稚園の一面である。引き続き、戦時下の幼稚園について他資料も含め検討を進めていくこと、また戦前戦後の時期における幼稚園の動向について、戦時下の動きとあわせて検討を行っていくことを今後の課題としたい。

註

- 1 本研究では防空法第一条における「防空」の定義を踏まえ、「空襲によって生ずる危害を防止し、またはそれによる被害を軽減するため」、講じられたとみなされる措置全般を指し、「防空対策」と称することとする（土田宏成『近代日本の「国民防空」体制』ベリかん社、2010年、29頁）。したがって、本研究では防空訓練をはじめとする、特に「防空」の名を冠するものに限らず、広く子どもたちを空襲の被害から護るためとられたとみなされる行為あるいは対応全般、たとえば疎開の推進や休園といった措置まで含め検討を行っていく。
- 2 土田、前掲、2010年、12頁。
- 3 日本保育学会編『日本幼児保育史』第5巻、フレーベル館、1974年。
- 4 文部省『幼稚園教育百年史』ひかりのくに、1979年。
- 5 東京都立教育研究所『東京都教育史 通史編』4、東京都立教育研究所、1997年。
- 6 宍戸健夫「戦時下の幼児教育」『講座 日本教育史』編集委員会編『講座 日本教育史』第4巻 現代Ⅰ／現代Ⅱ、第一法規出版、1984年。同『日本の幼児保育—昭和保育思想史—』上、青木書店、1988年。
- 7 高月教恵「奈良女子高等師範学校附属幼稚園の保育の実際(2) —昭和18年度四之組保育日誌を中心に—」『新見公立短期大学紀要』第25巻、2004年。
- 8 矢治夕起「昭和戦中期の戦時託児所について—幼稚園から戦時託児所への転換事例—①」『淑徳短期大学研究紀要』第53号、2014年など。
- 9 幼稚園に限らず、広く国民学校、中等高等教育機関における防空対策に目を向けると、神戸空襲下における国民学校の対応について、複数校の学校日誌に基づき検討を行った洲脇一郎の研究（洲脇一郎「神戸空襲と国民学校」『神戸親和女子大学教育研究センター紀要』第6号、2010年）、大阪樟蔭女子専門学校における空襲への対応について、教務日誌をもとに検討を行った白川哲郎の研究（白川哲郎「教務日誌に見る昭和19年度の樟蔭女子専門学校」『大阪樟蔭女子大学研究紀要』第2巻、2012年）、さらに、学校防空の一環として実施された御真影疎開の実態について、公文書や都内各区の教育史、学校沿革史などを用いて検討を行った小野雅章による研究（小野雅章「学校防空と御真影疎開の実態」『中等教育史研究』第12号、2004年）などが挙げられる。
- 10 本田和子「わが国における保育界の動向—特に第二次大戦下における幼稚園教育について—」『尚綱女学院短期大学研究報告 第7集』2巻4号、1961年。
- 11 国枝幸子「保育と戦争—戦時下の倉橋惣三を中心として—」『聖園学園短期大学研究紀要』34号、2004年。
- 12 「お茶の水女子大学百年史」刊行委員会編『お茶の水女子大学百年史』「お茶の水女子大学百年史」刊行委員会、1984年。
- 13 お茶の水女子大学文教育学部附属幼稚園『年表 幼稚園百年史』国土社、1976年。
- 14 本研究で扱った資料は以下の通りである。「昭和九年四月 日誌四 附属幼稚園」、「〔日誌〕（表紙なし）昭和十五年四月」、「〔日誌〕（表紙なし）昭和十七年度」、「〔日誌〕（表紙なし）昭和十八年度」、「自昭和十九年四月 至昭和二十五年三月 日誌 附属幼稚園」。なお、これら「日誌」からの引用については紙幅の関係上、本文内に日付を明記し、その都度註は設けないこととする。
- 15 土田、前掲、2010年、195頁。
- 16 水島朝徳「防空法と防空訓練」『三省堂ぶっくれっと』117号、1995年。

織田 戦時下の東京女子高等師範学校附属幼稚園における防空対策

- 17 多田鉄雄「防空に関して保母は何を心得るべきか」『幼児の教育』41巻4号、1941年、11-12頁。
- 18 『東京大空襲・戦災誌』編集委員会編『東京大空襲・戦災誌』第2巻、東京大空襲を記録する会、1973年、13頁。
- 19 同上。
- 20 附属幼稚園「空襲と登園とに付ての御注意」『昭和十五年十一月 記録通知』お茶の水女子大学附属幼稚園所蔵。
- 21 水島、前掲、1995年、18頁。
- 22 附属幼稚園「急告」『昭和十五年十一月 記録通知』お茶の水女子大学附属幼稚園所蔵。
- 23 なお、東京都教育局より管内の幼稚園に対し「防空二関スル通達」が発せられ、警報発令時の休園について指示が出されたのは、附属幼稚園における「急告」の配布から約2週間を経た9月17日のことであった（岡田正章「幼稚園の休園・改称」日本保育学会編、前掲、1974年、61頁）。
- 24 及川ふみ「幼児の防空服装について」『幼児の教育』43巻11号、1943年、15頁。
- 25 倉橋惣三「戦時保母の職責の重化と拡大」『幼児の教育』44巻5号、1944年、16頁。
- 26 関登美子「防空訓練と幼児」『幼児の教育』44巻7号、1944年、21頁。
- 27 東京都立教育研究所、前掲、1997年、68-69頁。
- 28 倉橋惣三「陣友音信（二）—わたし共の幼稚園の近況報告—」『幼児の教育』44巻9号、1944年、14-15頁。
- 29 同上、15頁。
- 30 附属幼稚園『何簿』お茶の水女子大学附属幼稚園所蔵。
- 31 倉橋惣三「決戦下の幼児保育者諸君へ—陣友音信（一）—」『幼児の教育』44巻8号、1944年、19頁。
- 32 倉橋、前掲、1944年、15頁。
- 33 註30に同じ。
- 34 註23参照。
- 35 倉橋惣三「子供讃歌（一六）」『幼児の教育』50巻12号、1951年、40頁。
- 36 同上。

付記

本研究は、幼児教育史学会第10回大会において、松島のり子氏と共同で発表した研究（発表題目「戦時下の東京女子高等師範学校附属幼稚園—『日誌』の記録を中心に—」2014年12月）の一部に、加筆・修正したものである。

謝辞

本研究で扱った資料は、お茶の水女子大学附属幼稚園における資料整理の過程において、未公開の資料を特別に閲覧させていただいたものである。資料の閲覧に際しては、附属幼稚園副園長・伊集院理子先生をはじめ、関係諸先生方に格別のご配慮を賜った。ここに記して心からの謝意を表したい。